

こども相談総室

(八戸児童相談所)

(86~93 ページ)

I 児童相談所の業務

(86 ~ 92 ページ)

- 1 相談業務
- 2 判定業務
- 3 一時保護の状況

II 児童相談所の事業

(93 ページ)

- 1 こども虐待防止対策
- 2 市町村支援

I 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置されている行政機関であり、こどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的としています。

原則として、18歳未満のこどもに関するあらゆる相談に応じています。
主な業務は次のとおりです。

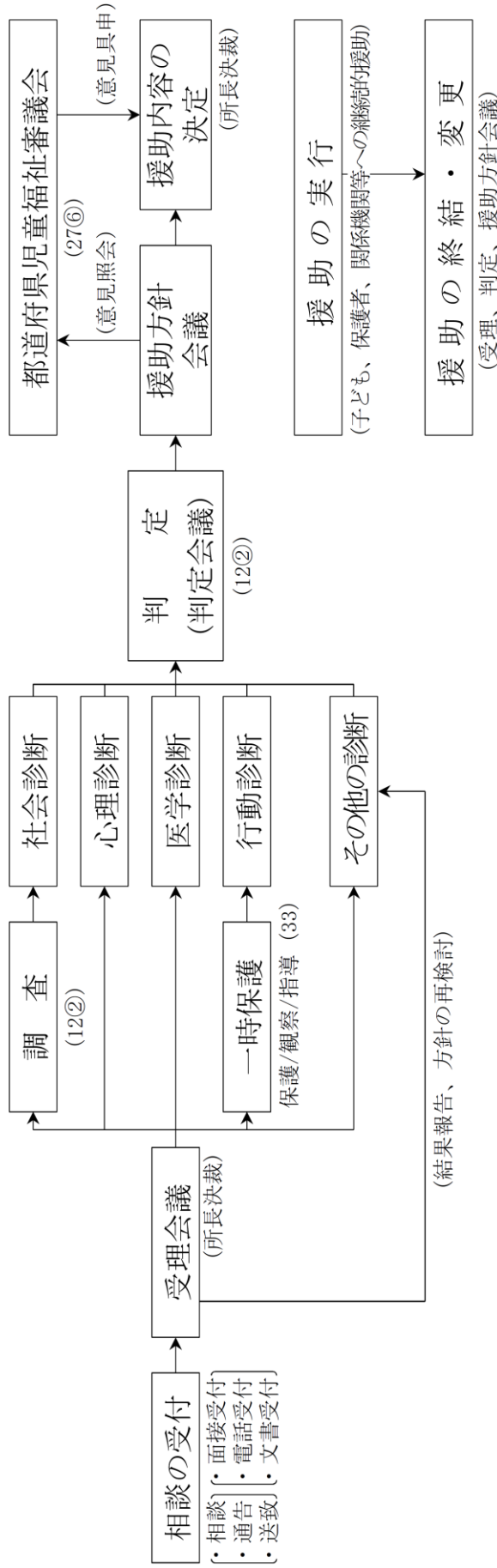
- (1) **こどもの福祉に関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じています。**
保護者の病気や死亡、失踪、出産などによりこどもを家庭で養育できない場合の相談、わがまま、落ち着きがない、いじめや不登校などのしつけや性格・行動面の相談、知的発達の遅れ、肢体不自由、言葉の遅れや自閉傾向への不安などこころやからだの発育相談、家出、盗み、乱暴などの非行相談等こどもの福祉に関するあらゆる相談を対象としています。
児童虐待等について地域住民や関係機関からの通告、福祉事務所や家庭裁判所から送致を受けることもあります。
直接来所によるもののほか、電話による相談も受け付けています。
- (2) **こども及びその家庭について、必要な調査や診断・判定を行います。**
児童福祉司等による社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護による行動診断等をもとに判定（総合診断）を行い、個々の児童に対する問題解決のための援助指針（援助方針）を定めます。
- (3) **上記の援助指針（援助方針）に基づいて、こども、保護者及び関係者等に対しての指導や施設等への入所措置等を行います。**
児童福祉司等による家庭訪問又は通所による指導、こども、保護者を通所させて児童心理司等による心理療法やカウンセリング、こどもや保護者の同意を得ながら里親委託や児童福祉施設等への入所措置を行います。
- (4) **こどもの一時保護を行います。**
保護者の病気入院等家庭の事情によってこどもを養育する者がいないとき、虐待等により緊急に保護する必要があるとき、また、具体的な援助指針（援助方針）を定めるための十分な行動観察や生活指導等を行う必要がある場合などに行います。
中央児童相談所に一時保護所が併設されています。
- (5) **市町村によるこども家庭相談への対応について、こどもの支援等を行っています。**
市町村との役割分担・連携を図りつつ、市町村相互間の連絡調整、市町村が行うこども児童家庭相談に対する技術的な援助や助言を行います。

1 相談業務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	3. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9. 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	10. ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	16. その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談

図-1 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



援 助	
1	在宅措置等 (1) 措置によらない指導 (12②) ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
2	児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託 (27②)
3	里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
4	児童自立生活援助の実施 (33の6①)
5	市町村への事案送致 (26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5) 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、V、VI、VII)
6	家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
7	家庭裁判所への家事審判の申立て ア 施設入所の承認 (28①②) イ 特別養子縁組適格の承認の請求 (33の6の2①) ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7) エ 後見人選任の請求 (33の8) オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

令和5年度に受け付けた相談の総件数は1,754件であり、令和4年度の1,568件に比べ186件増となっている。

養護相談(165件増)が998件で相談件数全体の56.8%を占め、知的障害相談(140件増)、肢体不自由相談(1件増)等の障害相談は555件で31.6%、ぐ犯行為等(2件減)、触法行為等(10件減)の非行相談が12件で0.6%、性格行動(増減なし)、適性(8件減)等の育成相談が139件で7.9%、その他50件で2.8%となっている。

相談種類別児童受付数

種別 年度	養護	保健	障 害						非 行		育 成				その他	計
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	
4	833	0	12	0	0	8	389	6	8	16	83	24	47	16	126	1,568
5	998	0	13	0	2	10	529	1	6	6	83	16	39	1	50	1,754

ア 養護相談

養護相談に至った主な原因を処理件数で見ると、家庭環境(虐待、経済的理由等)から生じた問題は961件と前年度と比較して増加しており、全体の96.8%(前年度97.4%)である。虐待相談については、776件と前年度(574件)から増加している。

処理については、面接指導が813件で81.9%、その他処理が135件で13.6%、児童福祉施設入所が29件で2.9%、里親委託が16件で1.6%となっている。

養護相談の理由別処理件数

処理	理由別				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
児童福祉施設入所					16	13		29
里親委託		3			4	8	1	16
面接指導	1			1	669	122	20	813
その他					87	42	6	135
計	1	3		1	776	185	27	993

虐待相談を相談種類別にみると身体的虐待が170件(21.9%)、性的虐待が9件(1.2%)、心理的虐待423件(54.5%)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が174件(22.4%)となっている。

①虐待相談 年度別・相談種別件数

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
4	127	3	278	166	574
5	170	9	423	174	776

②虐待相談 年度別・被虐待者児童の年齢・相談種別

年度・年齢	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護者の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
計	127	3	278	166	574
0～3歳未満	9	0	56	29	94
3歳～学齢前児童	16	0	57	21	94
小学生	64	1	91	83	239
中学生	27	2	44	23	96
高校生・その他	11	0	30	10	51
不詳					
計	170	9	423	174	776
0～3歳未満	8	0	83	25	116
3歳～学齢前児童	12	1	54	44	111
小学生	98	6	184	69	357
中学生	38	2	63	25	128
高校生・その他	14	0	39	11	64
不詳					

③虐待相談 年度別・相談経路

年度	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	都道府県等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	市町村	その他	計	虐待者本人(再掲)
4	64	18	50	23	27	0	1	6	19	191	129	29	17	574	37
5	112	29	54	21	26	0	0	16	24	298	152	37	7	776	74

④虐待相談 年度別・虐待者

年度	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	祖父	祖母	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	計
4	283	37	247	1		3				3		574
5	342	32	390	4		7				1		776

⑤虐待相談 年度別処理件数

年度	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	児童福祉施設等入所	里親委託	その他	計
4	481	2	2	25	12	9	43	574
5	654	6	9	41	16	4	46	776

＊里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、いろいろな事情で家庭に恵まれない児童に親がわりとなって家庭を与え、温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

平成 20 年 11 月に児童福祉法が改正されたことにより平成 21 年 4 月 1 日から里親は養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の 4 種類となった。

また、養育里親の認定要件のひとつに研修の受講が義務化された。

管内の委託状況は次のとおり。

里親・里子の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

登録里親数	委託里親	委託里子数
51 組	18 人	29 人

イ 障害相談

障害相談の受付件数 555 件のうち、知的障害相談が 529 件（95.3%）と大半を占めており、肢体不自由相談 13 件（2.3%）、重症心身障害相談 10 件（1.8%）、言語発達障害相談 2（0.4%）、発達障害相談 1 件（0.2%）、視聴覚障害相談 0 件（0.0%）の順となっている。

ウ 非行相談

非行相談の処理件数は前年度に比べ 5 件減少している。主な問題行動別にみると、家出・浮浪（4 件）、窃盗（4 件）が多い。

なお、通常は複数の問題行動を内包していることが多い。

非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処理	ぐ犯行為等相談							触法行為等相談				計	
	暴力	虚言癖	浪費癖	家出・浮浪	自家金銭持出	シンナー等吸引	性的逸脱	その他	窃盗	傷害・恐かつ	放火・弄火		その他
児童福祉施設入所	1								1				2
面接指導				3			1		3	1		2	10
その他				1							1		2
計	1			4			1		4	1	1	2	14

エ 育成相談

育成相談として受け付けた相談 139 件のうち、性格行動相談が 83 件（59.7%）となっている。次いで適性相談 39 件（28.1%）、不登校相談 16 件（11.5%）、育児・しつけ 1 件（0.7%）の順となっている。

2 判定業務

令和5年度の相談判定件数は329件であり、前年度に比べて40件増となっている。相談種類別にみると、障害相談が252件、養護相談が31件、育成相談が38件、非行相談が2件となっている。

相談別判定件数

種別 年度	養護	保健	障 害					非 行		育 成			その他	計		
	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性		育児・しつけ	その他
4	29						205		2	2	13		38			289
5	31						252		2	7	4	27		6	329	

3 一時保護の状況

令和5年度の一時保護の状況は、児童の実人員で108人、このうち一時保護所（中央児童相談所）への入所児童が19人（延日数658日）、所内一時保護が2人（延日数4日）となっている。また、一時保護委託が87人（延日数4,016日）であり、児童福祉施設や里親等に委託している。

相談種類別の内訳は次の②のとおり。

①一時保護の状況

区分 年度	一時保護所		所内一時保護		一時保護委託		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
4	20	649	6	6	99	3,409	109	4,064
5	19	658	2	4	87	4,016	108	4,674

②相談種類別一時保護児童数

区分 年度	養 護		保 健		障 害		非 行		育成・その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
4	97	3,437					5	227	9	400	111	4,064
5	97	4,283					2	124	6	267	105	4,674

Ⅱ 児童相談所の事業

1 こども虐待防止対策

(1) こども虐待ホットライン

虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的にこどもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を設置している。

通告者別（相談者別）受付状況

区分 年度	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童施設	親戚	その他	合計
4	3		2				1					1	1	8
5	6						4		1				1	12

(2) 青森県カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医師の協力により指導を行っている。

実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言
17	17

(3) 被虐待児フォローアップ事業

虐待を受けてきたこども及び保護者に対して、環境療法的関わりと心理療法的関わりを行うとともに、施設職員（里親含む）に対して、こどもが様々な問題を呈した際に適切に対処するため、技術的支援を目的としたグループワークを実施している。

また、施設入所児童の生活の安定を図り、児童の自立や家庭復帰に向けて効果的な支援を行うため、施設職員との情報交換会を開催している。

	対象ケース数	延実施回数	延参加者数
個別指導	174	1279	1667
児童福祉施設職員集団指導	3施設	10	71
情報交換会	3施設	9	54

2 市町村支援

(1) 要保護児童対策地域協議会への支援

市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進するため、市町村が開催する代表者会議や実務者会議への参加等、要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援を行った。

要保護児童対策地域協議会設置市町村数	会議出席回数		
	代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
8	8	36	23

(2) 市町村に対する支援実績

市町村職員を対象とした研修や市町村に出向いての巡回支援等、市町村こども家庭相談に対する支援を行う。

①巡回支援

	管内市町村数	開催回数	開催延時間数	延参加者数
市町村巡回支援	8	33	49.5	66

②市町村こども家庭支援担当職員研修

内容	開催日	参加市町村数	延参加者数
第1回研修（八戸会場）	6月30日	7	13
第2回研修（八戸会場）	9月21日	8	15
第3回研修（八戸会場）	11月27日	9	20

